

(特約あり／なし兼用)

学生教育研究災害傷害保険

(略称「学研災」)

加入者のしおり

あなたはこの保険の加入者です。
あなた自身がけがを負った場合等の万一の事故に備え、ぜひご一読ください。

この保険は学生個人に対して保険証券を発行しておりません。
この冊子を保険証券の代わりとして大切に保管してくださ～い！



〈ご加入の覚え〉 学生ご本人がご記入ください

加入 年度	年度	保険 期間	年間	通学特約	接触感染特約
				有・無	有・無
氏名					

- (ご注意) 1 通学中の事故・学校施設等相互間の移動中の事故については、「**学生教育研究災害傷害保険 (略称「学研災」) 普通保険**」および「**通学中等傷害危険担保特約 (略称「通学特約」)**」に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。
- 2 接触感染による感染症予防措置を受けた場合については、「**学生教育研究災害傷害保険 (略称「学研災」) 普通保険**」および「**接触感染予防保険金支払特約 (略称「接触感染特約」)**」に加入の場合に限り保険金のお支払い対象となります。



ご加入者の皆様へ

本保険の内容および「被保険者（補償を受けることができる方）」である皆様の義務などについては、学生教育研究災害傷害保険普通保険約款、通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約等の規定が適用されます。

この「しおり」は、保険証券の代わりとなります。万一の場合に備えて、ぜひご一読の上、お手元に保管してください。

〈目 次〉

- I. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の概要（P1～P5）
 - 1. 保険期間
 - 2. 対象となる活動範囲
 - 3. 保険金の種類と金額
 - 4. 保険金支払例
 - 5. 保険金をお支払いしない主な場合
 - 6. 契約内容変更（転部・退学・休学）の場合の手続き
- II. 事故が起きたときの手続き（P6）
 - 1. 事故の通知
 - 2. 保険金の請求手続き
- III. 重要事項説明書（P7～P8）
 - 1. 契約概要
 - 2. 注意喚起情報
- IV. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）（P8）

学生教育研究災害傷害保険は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」といいます。）と以下の保険会社（予定）との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については本協会にご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン 東京海上日動（幹事保険会社） 三井住友海上

I. 学生教育研究災害傷害保険（学研災）の概要

1. 保険期間

保険期間は、以下のいずれかです。

	保険始期	保険終期
4月入学生	4月1日午前0時から	(所定の卒業年次の(*1)) 3月31日午後12時まで
9月入学生	9月1日午前0時から	(所定の卒業年次の(*1)) 8月31日午後12時まで
10月入学生	10月1日午前0時から	(所定の卒業年次の(*1)) 9月30日午後12時まで

(*1) 原則として卒業までの期間を一括して申し込むものとします。

ただし、次の場合の保険始期および保険終期はそれぞれ以下のとおりとなります。

全員加入の場合（学校が学生の加入を決める場合）で、学校の機関において決議(*2)した保険加入日が上記の保険始期以降であるとき。	決議された保険加入日の午前0時が保険始期。 保険終期は上記表と同様。
任意加入の場合（学生が加入を決める場合）で、学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が上記の保険始期以降であるとき>(*3)	保険料を支払った日の翌日午前0時が保険始期。 保険終期は上記表と同様。

(*2) 保険加入日時は決議日時より遡ることはできません。

(*3) 原則として、入学手続と同時に申込みを行うものとします。

加入形態（全員加入または任意加入）や自分の保険期間が分からない場合は、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）でご確認ください。

注意事項

(1) 4月入学生の保険責任は、4月1日午前0時から始まります。ただし、4月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が4月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
- ② 任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が4月1日以降のときは、支払った日の翌日午前0時が保険始期となります。

(2) 9月入学生の保険責任は、9月1日午前0時から始まります。ただし、9月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が9月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
- ② 任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が9月1日以降のときは、支払った日の翌日午前0時が保険始期となります。

(3) 10月入学生の保険責任は、10月1日午前0時から始まります。ただし、10月1日以降のお取扱いは以下のとおりとなります。

- ① 全員加入の場合：教授会等において決議した保険加入日が10月1日以降のときは、決議された保険加入日の午前0時が保険始期となります。
- ② 任意加入の場合：学生が在籍する会員校へ所定の保険料を支払った日が10月1日以降のときは、支払った日の翌日午前0時が保険始期となります。

2. 対象となる活動範囲

(1) 学生教育研究災害傷害保険普通保険約款

被保険者（補償を受けることができる方）が在籍する学校の国内外における教育研究活動中に生じた**急激かつ偶然な外来の事故**によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

※ **「病気」はこの保険の対象となりません。**

※ **傷害には次に掲げるものを含まず。**

- ① 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます）。
- ② 日射または熱射による身体の障害。

「教育研究活動中」とは……

① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業（以上を総称して以下「授業」といいます。）を受けている間をいい、次に掲げる間を含まず。

ア. 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除きます。

イ. 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間または授業を行う場所、学校の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

ウ. 大学院設置基準第15条、大学設置基準第28条および高等専門学校設置基準第19条の規定に基づき、他の大学、短期大学または高等専門学校の正課を履修している間。なお、ここにいう「他の大学、短期大学または高等専門学校」には外国の大学、短期大学等も含まれます。

② 学校行事に参加している間

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

③ ①②④以外で学校施設内にいる間

学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 課外活動（クラブ活動）中

学校の規則にのっとった所定の手続きにより、学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。

(2) 通学中等傷害危険担保特約（通学特約）

学研災普通保険および本特約に加入の場合に限ります。

被保険者（補償を受けることができる方）の住居と学校施設等との間の往復中または学校施設等相互間の移動中に発生した事故によって身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

① 通学中

学校の授業等(*1)、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）(*2)により、被保険者の住居（勤務地を含みます。）(*3)と学校施設等(*4)（敷地に入るまで）との間を往復する間。

② 学校施設等(*4)相互間の移動中

学校の授業等(*1)、学校行事または課外活動（クラブ活動）への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた方法を除きます。）(*2)により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所の相互間を移動している間。

(*1) P1～P2正課中をご参照ください。

(*2) 住居と学校施設等との往復や学校施設間を移動するに当たって、一般的に学生が用いるものと考えられる経路および方法のことで、「経路」については、通学定期券に記載されている経路はもちろんですが、一般的に用いられると想定される経路であれば、それらについても合理的な経路とします。また、公共交通機関のストライキや道路封鎖等によりやむを得ず迂回せざるを得ない場合であって、その迂回路が一般的であると認められる場合は、その迂回路も合理的な経路とします。

経路の逸脱または中断について

原則として、合理的な経路を逸脱した場合（授業等への参加とは関係のない目的で合理的な経路をそれる場合）や、往復または移動を中断した場合（往復または移動とは関係のない行為を途中で言う場合）には、その間やその後に被った傷害に対しては保険金をお支払いしません。ただし、その逸脱または中断が授業等、学校行事もしくは課外活動（クラブ活動）に必要な物品の購入その他これに準ずる行為を行うためのものである場合または日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、合理的な経路に復した後に被った傷害に対しては保険金をお支払いします。例えば以下のような行為です。

- ① 授業に必要な教科書を購入する。
- ② 惣菜等を購入する。
- ③ ひとり暮らしの学生が食堂に立ち寄る。
- ④ 選挙の投票をする。
- ⑤ 病院や診療所で診察を受ける。

「方法」については、一般的に用いられる方法のことで、鉄道、バス等公共交通機関を利用する場合や自転車、自動車、徒歩等通常用いられる方法（学校が禁じた方法を除きます。）であれば、日常使用しているか否かにかかわらず合理的な方法とします。

(*3) 学生が居住して日常生活の用に供している家屋などの場所で、就学の拠点となるところをいいます。なお、勤務地を含みます。ただし、長時間通学や自然災害、交通事情などの不可抗力的な事情により一時的に通常の住居以外の場所に宿泊しなくてはならないような場合には、その場所も住居とします。

(*4) 学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動（クラブ活動）の行われる場所をいいます。

(3) 接触感染予防保険金支払特約（接触感染特約）

学研災普通保険および本特約に加入の場合に限ります。

臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合に15,000円（定額）をお支払いします。

※接触感染以外の院内感染（空気感染等）はこの特約の対象となりません。

なお、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。

	用語	定義
①	接触感染	臨床実習の目的で使用される施設内で、被保険者が直接間接を問わず、感染症(*6)の病原体に予期せず接触(*7)することをいいます。
②	臨床実習	病院等(*8)で行う実習をいいます。
③	感染症予防措置	感染症への感染または発症を予防することを目的として行う検査、投薬等をいいます。ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限ります。

(*6) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項の感染症をいいます。以下この特約において同様とします。

(*7) 接触のおそれのある場合を含みます。

(*8) 病院または診療所等をいいます。以下この特約において同様とします。

〈感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条（令和5年6月7日改正）〉

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	エボラ出血熱	5	ペスト
2	クリミア・コンゴ出血熱	6	マールブルグ病
3	痘そう	7	ラッサ熱
4	南米出血熱		

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	急性灰白髄炎
2	結核
3	ジフテリア
4	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）
5	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）
6	鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症（第7項第3号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第6項第1号及び第23項第1号において同じ）の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。第5項第7号において「特定鳥インフルエンザ」という）

4 この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	コレラ	4	腸チフス
2	細菌性赤痢	5	パラチフス
3	腸管出血性大腸菌感染症		

5 この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	E型肝炎	10	野兔病
2	A型肝炎	11	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの
3	黄熱		
4	Q熱		
5	狂犬病		
6	炭疽		
7	鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）		
8	ポツリヌス症		
9	マラリア		

6 この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）
2	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）
3	クリプトスポリジウム症
4	後天性免疫不全症候群
5	性器クラミジア感染症

6	梅毒
7	麻しん
8	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
9	前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く）であって、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

1	新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）
2	再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）
3	新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）
4	再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう）

8 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く）であって、第3章から第7章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

省略（第10項から第24項まで）

3. 保険金の種類と金額

(1) 死亡保険金

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	1,200万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	600万円

(2) 後遺障害保険金(*1)

(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合)

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 72万円～1,800万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動（クラブ活動）中」 「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 36万円～900万円

(*1)
死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金のみお支払いします。

(3) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別			治療日数(*2)	医療保険金	入院加算金 (180日限度)
(治療日数1日から対象) 正課中・学校行事中	(対象外)	(対象外)	1日～3日	3,000円	
	(治療日数4日以上が対象) 課外活動（クラブ活動）を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	(治療日数14日以上が対象) 学校施設内外を問わず、課外活動（クラブ活動）を行っている間	4日～6日	6,000円	
			7日～13日	15,000円	
			14日～29日	30,000円	
			30日～59日	50,000円	
			60日～89日	80,000円	
			90日～119日	110,000円	
			120日～149日	140,000円	
			150日～179日	170,000円	
			180日～269日	200,000円	
270日～	300,000円				



入院した場合

(*2)

実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

注意事項

- 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。

(4) 接触感染予防保険金(*3)

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払）

(*3) 臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触し、かつ、その原因となる事故の発生の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合が対象です。

4. 保険金支払例

(1) 教育研究活動中

① 正課中

- 実験中、フラスコ内を攪拌していたところ、突然爆発し、両目に火傷を負った。
- 調理実習中、包丁で野菜を切っている時に誤って左手人差し指を切った。
- 炎天下にて保育実習中、熱中症となり、入院を伴う治療を受けた。



② 学校行事中

- 卒業式で階段を降りていた際に躓き転倒し打撲を負った。
- 宿泊研修先で食事をし、食中毒になった。
- 野球大会で審判をしていたところ、ボールが左目に当たり打撲を負った。



③ ①②④以外で学校施設内にいる間

- 学校の階段で足を踏み外し、下肢を骨折。
- 学校の教室内で机を飛び越した時に着地に失敗し、左足親指を骨折。



④ 課外活動（クラブ活動）中

- スキー部の活動中、斜面で転倒し骨折した。



- 学外球技場でのラグビーの公式試合中、相手にタックルをされ、左肩鎖関節を亜脱臼。

(2) 通学中・学校施設等相互間の移動中

① 通学中

- 自転車で通学中、駐車場から出てきた自動車と衝突。両膝と胸部を打撲。
- 凍結した路面を徒歩で通学中、滑って転倒。頭部挫傷・打撲。
- 原付で通学中、右折してきた別の原付と衝突し、右肩と右足首を打撲。



② 学校施設等相互間の移動中

- 学校からサークル活動場所に向かうためバイクで移動中、自動車をよけようとして転倒。右腕と両足に打撲・切傷を負った。



(3) 臨床実習中の接触感染による感染症予防措置

- 正課での手術中、執刀医が使用した器具の針が左手中指に刺さり、感染症予防措置を受けた。



5. 保険金をお支払いしない主な場合

以下の事由により生じたけが

保険契約者・被保険者（補償を受けることができる方）・保険金受取人の故意または重大な過失、被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為、無免許運転・酒気帯び運転・麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等の運転中に生じた事故、脳疾患・疾病・心神喪失、妊娠・出産・早産または流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるけがを治療する場合を除きます。）、地震・噴火またはこれらによる津波（被保険者がこれらの自然事象の観測活動に従事している間を除きます。）、戦争・内乱・暴動、核燃料物質の有害な特性などによる事故（被保険者が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、放射線照射・放射能汚染（被保険者が放射線または放射能の発生装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間を除きます。）、むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの。学校施設外の課外活動として行う山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）・リュージュ・ボブスレー・スカイダイビング・ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、学校施設外の課外活動として行う自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行^(*)、被保険者に対する刑の執行 等

なお、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した傷害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

(* 1) 上記が正課中、学校行事中および学校施設内にいる間であれば補償されます。

6. 契約内容変更（転部・退学・休学）の場合の手続き

(1) 2年以上の期間をまとめて加入した方は、次の場合、学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）へご通知ください。

① 昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合

ア. 夜間部から昼間部へ変更の場合

保険料を未経過年度に応じて請求します。

イ. 昼間部から夜間部へ変更の場合

保険料を未経過年度に応じて一部返還します。^(*)

ただし、学年度の中途において昼間部、夜間部または通信部の区分を変更した場合には、その学年度にかかる差額保険料については、返還または請求は行いません。

② 退学した場合（除籍、死亡を含みます。）

上記①イ. に準じて保険料を未経過年度に応じて一部返還します。^(*)

ただし、学年度の中途において退学した場合には、その学年度にかかる差額保険料の返還は行いません。

③ 保険期間中に通算して1年以上休学した場合

休学期間の終了後、休学期間に応じて保険料を返還します。^(*)

④ 学部・学科等を変更する場合

(2) 休学、留年等が理由で所定の修業年限が延長される場合は、保険契約の終了時に新たに追加加入の手続きが必要となります。所定の保険料を添えて^(*)学校にお申し込みください。

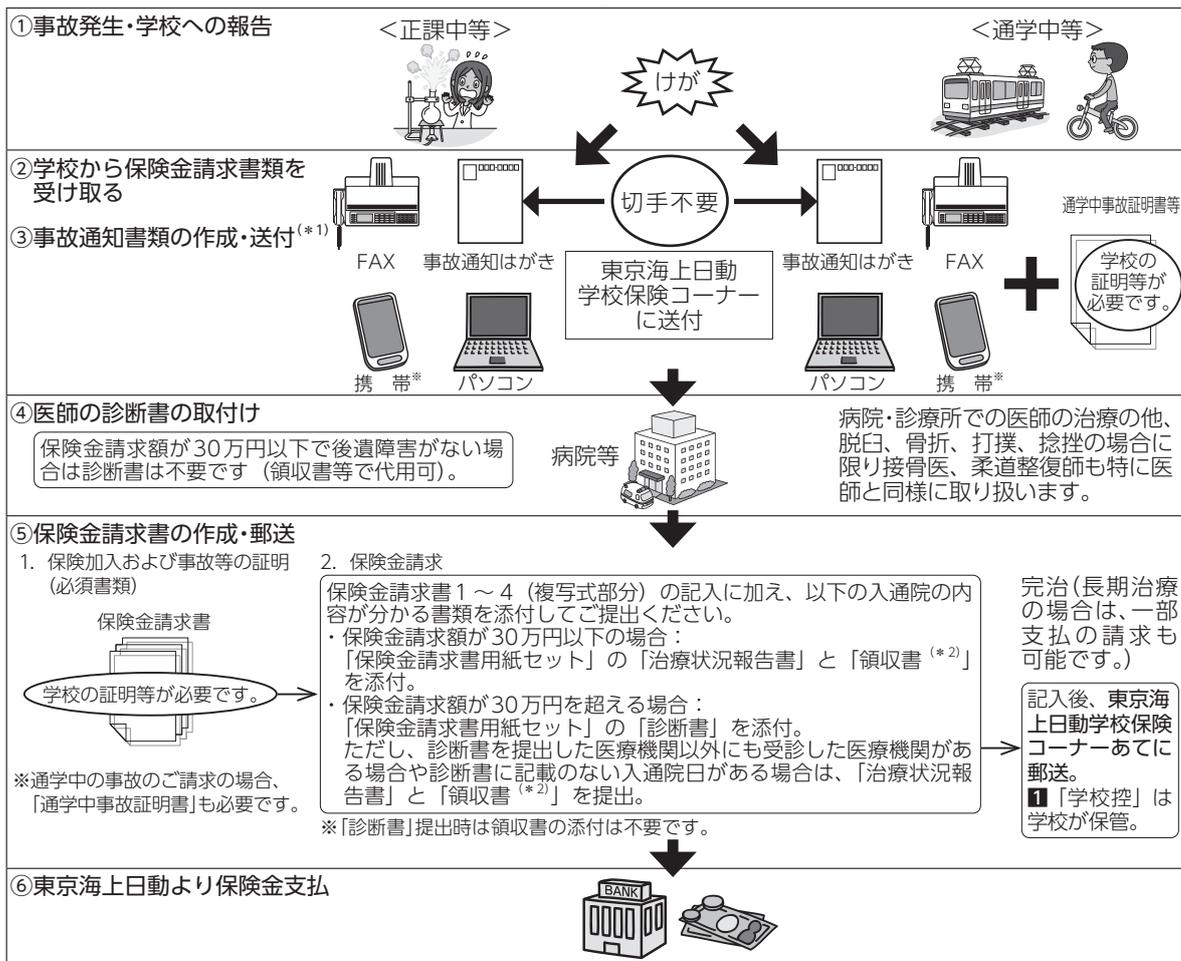
(* 1) 保険料返還にかかる振込手数料は被保険者負担となります。

(* 2) 保険料の支払方法は学校によって異なりますので、詳細は学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）までお問い合わせください。

II. 事故が起きたときの手続き

〈事故発生から保険金が支払われるまで〉

※SkettBook（学研災公式アプリ）より保険金をご請求の場合は「学研災公式アプリ版加入者のしおり」をご参照ください。



(*1) 事故通知書類の作成・送付方法は、学校によって異なりますので、事前に学校に確認してください。

※事故通知システム (携帯版)QRコード



(事故通知システム) (トップページ)

(*2) 入院期間が記載されたもの。ない場合は診察券のコピーを添付するか、「治療状況報告書」に医療機関名をご記入ください。

1. 事故の通知

この保険で対象となる事故が生じた場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター等）に申し出た上で、その窓口へ備え付けてある事故通知はがきまたはFAX、あるいはパソコンや携帯端末を使用した「事故通知システム」で、東京海上日動の学校保険コーナーへご連絡ください。

※事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合には保険金が支払われない場合があります。

※保険金請求権には、**時効（3年）**があります。

以下の場合には、上記の事故通知に加え、次の書類に必要事項を記入の上、東京海上日動の学校保険コーナーに提出してください。

・通学中の事故：通学中事故証明書 ・学校施設等相互間の移動中の事故：施設間移動中事故証明書 ・接触感染事故：接触感染の検査資料等

※事故通知はがき、通学中事故証明書、施設間移動中事故証明書は学校に備え付けてあります。

※事故のご通知および保険金のご請求は、東京海上日動の学校保険コーナーあてに行ってください（P8 保険金請求先ご参照）。

2. 保険金の請求手続き

保険金のご請求に当たっては、被保険者またはその代理人(*1)が下記の書類を東京海上日動の学校保険コーナーにご提出ください。

①保険金請求書（学校の証明済みのもの。その他事故証明書等を含みます。）

②医師の診断書

ただし、保険金の請求金額が30万円以下（他の傷害保険等と合算して30万円以下の場合）で後遺障害がない場合は、請求者本人が治療状況報告書に記入し、領収書（通院日数が明記されているもの。領収書がない場合は診察券のコピー等）を貼って提出すれば医師の診断書は不要です。

③その他（学生教育研究災害傷害保険普通保険約款第25条・通学中等傷害危険担保特約第4条・接触感染予防保険金支払特約第3条をご参照ください。）

(*1) 被保険者が未成年の場合、保険金の請求は原則として親権者が行うものとします。なお、死亡保険金は、原則として法定相続人が請求することになります。

※入院した時には、入院日数等を記載した病院等の証明書類（領収書類に記載でも可）の提出が必要となります。

※前記①および②の書類は、学校に備付けの所定の用紙をご使用ください。

※保険金は、原則として銀行振込によりお支払いします。

(重要) 保険金の支払い後、引受保険会社は本協会に保険金支払いの連絡を行い、本協会はそれを基に保険金支払報告書を学校へ送付し、引受保険会社、学校および本協会の三者でその事故の保険金支払状況等の情報を共有しますので、あらかじめご通知おきください。

Ⅲ. 重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

- ・契約概要は、ご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。必ずお読みください。
 - ・注意喚起情報は、ご加入いただく学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。必ずお読みください。
 - ・この文書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。保険契約の詳細は、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については在籍する学校の担当窓口(学生課・学生支援課・保健センター等)までお問い合わせください。
- ※この「しおり」、「学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)のごあんない」等、加入内容が分かるものを保管くださるようお願いいたします。

1. 契約概要

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(補償を受けることができる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、P1～P5をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約タイプとなります。ご契約タイプについての詳細はP4をご確認ください。

2. 保険料

保険料はご加入いただく保険料適用区分等によって決定されます。保険料については、(公財)日本国際教育支援協会のホームページに掲載されているごあんないにてご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. 注意喚起情報

1. 補償の重複に関するご注意

- 賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。)

2. 告知義務等

- 加入時、引受保険会社に重要な事項(*1)をお申出いただく義務があります。
- ・加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・他人のために保険契約を締結する場合、契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者(補償を受けることができる方)またはその代理人の故意または重大な過失によって、集計報告書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。
- (*1) 他の保険契約等に関する事項を含みます。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 退学等の際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等についてはP5～P6をご確認ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことやご加入を解除されること等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、集計報告書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

4. 保険開始日

P1をご確認ください。

5. 保険金をお支払いしない主な場合等

P5をご確認ください。

6. 引受保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は保険業法の規定に基づき「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は一定割合まで同機構による補償が得られます。

同機構の補償割合は以下のとおりです。

- ・保険期間が1年以内の場合…原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)
- ・保険期間が1年超の場合…原則として90%(保険期間が5年超で引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。)

7. 共同保険について

共同保険については、表紙裏面をご確認ください。

8. 個人情報の取扱いについて

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社に本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
東京海上日動火災保険(株): www.tokiomarine-nichido.co.jp
個人情報は、所属校が作成した加入者名簿を(公財)日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険(株)へ提出することにより提供されます。この取扱いに同意しない場合は、速やかに同協会へ申し出てください(これに同意しない場合は、この保険には加入できません。)

9. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、この「加入者のしおり」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

10. 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、この「加入者のしおり」に記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

11. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

○ご加入時に、ご契約者、被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、東京海上日動火災保険(株)はご

加入を取り消すことができます。

- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき（その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。）
- 以下に該当する事由がある場合には、東京海上日動火災保険(株)はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が東京海上日動火災保険(株)にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

東京海上日動火災保険株式会社	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）
<p>保険に関するご意見・ご相談は</p> <p>※加入状況・契約内容変更についてはまずは学校窓口へご連絡ください。 (引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社） 公務第二部 文教公務室 〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4 ☎ 0120-587-050(フリーダイヤル)</p> <p>事故のご相談は</p> <p>東京海上日動学校保険コーナー ☎ 0120-868-066(フリーダイヤル) ※学校保険コーナーにつながりますので、学校ごとの担当学校保険コーナーから折り返しご連絡することがあります。 受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始は除く）</p>	<p>東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)</p> <p style="text-align: center;"> 0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・年末年始は除く)</p>

IV. 保険金請求先（東京海上日動ウェルネス保険金サポート部）

東京海上日動事業所	事業所所在地
<p>東京海上日動火災保険株式会社 ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室 傷害保険サポート第三チーム（学校保険コーナー） フリーダイヤル 0120-868-066</p>	<p>〒105-8551 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング</p>

加入内容・加入確認・諸手続等についてのお問い合わせは、
在籍する学校の担当窓口（学生課・学生支援課・保健センター
等）へお願いします。

発行者 公益財団法人 日本国際教育支援協会
学生支援部 学生保険課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL : 03-5454-5275

<https://www.jees.or.jp/>

令和7年10月作成

けが等を
した場合は…

保険金請求手続きについて

事故が起きた場合、

下記手順で手続きしてくださ～イ



- 事故を学校に報告し、保険会社（東京海上日動）への事故通知手段を確認する。



- 東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に、事故通知ハガキ（切手不要）・SkettBook^(※)・携帯・パソコン・FAXのいずれかで事故を通知する。

※ SkettBookは学校によってご利用いただけない場合があります。



(事故通知システム)
トップページ

- 通院中の領収書等を受け取り保管する。



- 学校から保険金請求書を手りする。



- 治療完了後に保険金請求書（学校で証明欄に記載をしたもの）を東京海上日動の学校保険コーナー（東京）に送付する。

※送付先はP8をご参照ください。



- 東京海上日動から保険金が支払われる。